

総務文教常任委員会記録

令和2年2月14日（金）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

令和2年2月14日 日程及び付議事件

日次	月日	摘要
第1日	2月14日(金)	<p>案件</p> <p>新庁舎について</p> <p>勤労青少年ホームの廃止及び田代まちづくり推進センター分館の活用について</p> <p style="text-align: right;">〔報告、質疑〕</p> <p>閉会中の所管事務調査について</p> <p style="text-align: right;">〔協議〕</p>

1 出席委員氏名

委員長	中村直人	委員	尼寺省悟
副委員長	久保山博幸	〃	中川原豊志
委員	森山林	〃	伊藤克也
〃	久保山日出男		

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長	野田寿
建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事	萩原有高
総務部次長兼庁舎建設課長	古澤哲也
庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長	田中秀信
教育次長	白水隆弘

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 武田隆洋

5 日程

新庁舎について

勤労青少年ホームの廃止及び田代まちづくり推進センター分館の活用について

[報告、質疑]

閉会中の所管事務調査について

[協議]

6 傍聴者

5人

7 その他

なし

また、窓口カウンターの前まで行かなくても、一定離れた位置からでも課の場所を確認していただけるように番号と課名を表記したサインをカウンターに対して垂直に設置したいと考えているところでございます。下段につきましては、傍聴席から見た議場内のイメージでございます。

次のページをお願いいたします。3ページ目でございます。

計画概要・スケジュールでございます。

敷地概要につきましては、新庁舎の所在地や敷地面積などを記載しているところでございます。

次に、建築概要につきましては、新庁舎本館につきましては延べ床面積1万669.9平方メートル、階数は地上3階で、一部4階は機械室でございます。構造はプレキャストコンクリート造と一部鉄筋コンクリート造でございまして、免震構造となっております。

プレキャストコンクリート造につきましては、専用の工場において、あらかじめコンクリート製のはりや柱などを作成した後に現場へ運搬して組み立てる工法でございます。

北別館につきましては、延べ床面積は1,422平方メートル、地上2階。構造は鉄骨づくりでございます。

附属建物につきましては、駐輪場や車椅子利用者用駐車場、パーキングパーミット駐車場等の面積となっております。

なお、面積につきましては、現在建築確認の申請中でございますので数値が若干動く可能性がございます。

スケジュールにつきましては、別資料で御説明をさせていただきたいと思っております。

次に、4ページをお願いいたします。

配置計画でございます。新庁舎本館、北別館の位置につきましては、現在のグラウンド付近となります。

新庁舎へのアプローチにつきましては、現在と同様に敷地南側からが主な進入路となっております。出入口の位置につきましては、現在とほぼ同じ位置となっております。また、敷地の北側、それに臨時の出入口になりますけれども、敷地の西側にも設置しているところでございます。

歩行者の方の通路といたしましては、薄く黄色に塗っている部分となります。敷地の北側にも児童の通学時の安全確保のため、通路を敷地内に設置いたしております。また、新庁舎へのメインの進入路沿いの通路と本館から南別館までの通路につきましては、屋根を設置しているところでございます。

敷地の北東の多目的広場につきましては、日ごろは市民の方の憩いの場、また市のイベン

トなどでの利用、緊急時には臨時ヘリポートや防災関係機関の活動支援スペースなどでの利用を計画しているところがございます。また、多目的広場には、緊急車両が北側の道路から直接出入りできる出入り口を設置しているところがございます。

本館と多目的広場の間の車椅子のマークがある部分は車椅子を使用されてる方専用の駐車場、その向かい側、北側には高齢者や妊婦の方など、車の乗降に一定のスペースが必要な方のパーキングパーミット等の駐車場を設置しておりまして、雨天時でもぬれないように屋根を設置しているところがございます。

駐車台数といたしましては、公用車も含めまして、全体で約500台の計画でございます。また、駐輪場につきましては、図面中央付近の駐輪場と記載している箇所等ございまして、約150台を確保する計画でございます。

北別館につきましては、車庫、倉庫。南側につきましては、会議室や倉庫、それに現在の東別館に入られている団体などの配置を考えております。

次に、5ページをお願いいたします。

新庁舎本館の平面図でございます。

下の段の1階フロアにつきましては、右側、建物の東側になりますが、メインエントランスでございまして、市民の利用の多い窓口部門を配置いたしまして中央部分に待合を設置しているところがございます。また、1階のメインエントランス付近に総合案内、それに多目的ホール、市政情報を紹介します市民情報コーナーを配置したいと考えております。

キッズスペース、授乳室につきましては、子供連れの利用者が多い1階へ設置しているところがございます。

上の段の2階フロアにつきましては、窓口部門以外の部署を配置し、会議室や打ち合わせスペースを設置しているところがございます。

エレベーターにつきましては、障害者の方にも配慮したエレベーターでございまして、廊下幅につきましても車椅子利用者やベビーカー利用者にも配慮した幅を確保しているところがございます。

また、トイレでございますが、どなたでも利用していただける多目的トイレを各階に1カ所ずつ設置をいたしております。位置につきましては、各階平面図の右上あたりになります。それで、多目的トイレ内には、おむつ交換などに利用できるシート、それにオストメイト用の設備を設置しているところがございます。また、一般トイレ内にも、車椅子利用の方が利用できる広めのブースを男女別に1カ所ずつ、それぞれ設置しているところがございます。

次のページをお願いいたします。

下の段の3階フロアにつきましては、議場、それに議会機能で、上段側には執務スペース、

会議室等でございます。

上の段につきましては屋上でございます、非常用発電機や空調の室外機などの設置を計画しているところでございます。

7ページをお願いいたします。

新庁舎本館の南面、北面、東面、西面それぞれの立面図となっております。

8ページをお願いいたします。

北別館の平面図と立面図でございます。

北別館につきましては、食堂スペース、倉庫、車庫、それに書庫などを配置しているところでございます。

実施設計の概要につきましては、以上でございます。

次に、事業費、財源計画等について御説明をいたします。

資料2の、事業費・財源計画・スケジュールの資料をごらんいただきたいと思います。

事業費といたしましては、新庁舎建設費といたしましては約52.9億円、外構解体費といたしましては約7.8億円、設計費や備品等といたしまして約5.2億円、合計の約65.9億円でございます。

次に、財源計画でございます。

公共施設等適正管理推進事業債で約37.4億円、公共施設整備基金から約16億円、残りの約12.5億円につきましては、一般単独事業債と一般財源を充てる計画でございます。

次に、事業スケジュールでございます。

まずは、令和2年3月の市議会定例会で建設工事費等の予算の御審議をお願いしたいと考えているところでございます。令和2年度に入りまして、新庁舎の建設工事の発注準備や入札手続を行いまして、8月ごろには議会の御承認をいただきまして本契約を行い、建設工事に着手、令和3年度末の本館、北別館等の工事完了を目指したいと考えているところでございます。その後、旧庁舎から新庁舎への移転を行いまして、本館等の供用開始につきましては令和4年の5月ごろを予定しているところでございます。

新庁舎への移転が完了いたしましてから、南別館の改修工事、旧庁舎の解体工事、それに外構工事を令和4年度から令和5年度にかけて行っていきたいと考えているところでございます。

全体の供用開始につきましては、令和6年4月を予定しているところでございます。

事業費・財源計画・スケジュールについては、以上でございます。

次に、鳥栖市新庁舎建設工事等の発注に係る基本的な考え方について御説明をいたします。資料3をごらんいただきたいと思います。

新庁舎建設工事につきましては、大規模で長期にわたる工事でございます。現庁舎敷地内におきまして市役所の機能を維持しながら建築、移転、解体及び外構を行う工事となります。

新庁舎建設工事等に当たりましては、適性の品質の確保はもとより、透明性や客観性の確保、地域経済への配慮等に留意する必要があります。そこで、新庁舎建設工事等の発注に係ります基本的な考え方を定めるものでございます。

新庁舎建設工事でございますが、発注方式につきましては分離発注でございます。工種につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3工種でございます。施工者の選定方式につきましては、条件付一般競争入札でございます。

入札参加形態につきましては、一定の入札参加資格条件を満たす業者と地元の業者で構成をいたします建設工事共同企業体でございます。建設工事共同企業体の構成員数につきましては、1社または3社。発注をいたします工種ごとに2社か3社を入札公告で定めることといたしております。

次に、解体工事・外構工事でございます。

解体工事・外構工事につきましては、工事の規模に応じまして工区分け等を行い、地元業者へ発注したいと考えているところでございます。

説明については、以上でございます。

また、各議員の皆様にもお知らせしたいと考えているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

中村直人委員長

それでは、ただいま説明が終わりましたので、委員の皆さんから御意見等があればお聞きしたいと思っております。

中川原豊志委員

事業費の件で、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、事業費65億9,000万円ということで予定をされておりますけれども。

昨今の建築工事、佐賀県の例を見ますと、かなり予算がオーバーしたというふうなことも聞いておりますが、実施設計あたりまで来てこの金額ということであれば、もうほぼこの金額で大丈夫かなというふうに思えるんですけれども、その辺の可能性的なところ。要は、変動の可能性的なところはというふうに検討されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

事業費の積み上げに際しましては、材料の価格とか市場の価格とか、業者、メーカー等か

から見積もり、聴取とかした上で今の現時点での資材価格、それに労務費の積算は行っているところでございます。

ただ、委員の御指摘のとおり、やはりそういった資材費、人件費っていう等々はですね、そんな、堅調な上昇っていうのは、ちょっと業者からも聞いていませんけれども、上がっていることは確かでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

いろいろ見積もり取ってらっしゃるといことで、そんなに大幅な上がりはないと——わかかないんでしょうけれども。

新年度に向けて建設工事の予算も計上されるというふうなお話でしたけれども、その件につきましては、ここでお話ができるかどうかわかりませんが、予算的にはここに上がっている数字を計上する予定ということよろしいですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今回お示した事業費、こちらのほうで3月のほうはお願いしたいというふうに思っております——工事費関係でございますけれども。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

尼寺省悟委員

スケジュールですけどね、令和2年の8月ごろから令和3年の終わりまでということなんですが。スケジュールの一番下のほうに、現時点でのスケジュールですというふうに書いてあるんですけど、これは軽く考えていいわけですか。

基本的にこのとおりいくと、ちょっと聞いた話やけど、スケジュール的にかなりきついと、ぎちぎちでやってるという話を聞かなくてもないけれども、このスケジュールどおりにいくと。特に、今後、何か問題が発生して、これが狂うというふうなことは想定はされていないんですか。大丈夫ですか、その辺は。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

建設工事の工期に関しましては、一応事業費を積算したときに、このぐらいの工期でいけるだろうというふうなことで、工期自体は確認をしております。

ただ、発注準備のほうで若干、動いたりするんで、前になるのか後になるのかというところで、現時点でのスケジュールですというようなことでは書いておりますけれども、建設工事自体はそんな大幅に、今のところ変わるような予想はいたしておりません。

ただ、作業員さんの不足であったりとか、そういった人材不足ですね。そういったものは

業者からも聞いてますんで、そういった影響も考えられなくはないかなというふうには思っております。

尼寺省悟委員

このスケジュールどおりいくということなんですがね、ぱっと見た感じだやけど、新庁舎建設工事と後の解体・外構工事が、やっぱこんなもんですか。比べてみて、ほぼ変わらんぐらいの期間になってるけど、これぐらい外構工事かかるもんなんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

たしか、さきの委員会でしたでしょうか、エリア別の施工計画のほうを一度御説明させていただいてます、委員会の中で。それで、再度御説明をさせていただくんですけれども、新庁舎建設のほうで約19カ月を見込んでおります。それで、北別館、東別館の解体で約3カ月、それで旧庁舎の解体で約6カ月、あと南側の外構工事なんですけれども約9カ月、それに北側外構工事で約4カ月というふうなことで、解体から外構まではこのぐらいの期間を見込んでいるところでございます。

中村直人委員長

いいですか。

ほかにはありませんか。

伊藤克也委員

ありがとうございます。ちょっと私も、今回、総務文教委員会に来て間もないんで、もし質問が重複してありましたら申しわけないんですけれども。

まず、配置計画図の北出入口のほうから車が進入した場合、動線的には、例えばこれ、一方通行的な動線になるのか。それと、南側からも車は北出入口を利用して通行が可能なのかっていうことをですね。

それともう一点、例えば休日とかそういったときに、多目的広場を利用する御家族の方かがトイレとかを含めて、外側にトイレ等について設置できれば、防災を考えた上でもよりいいのかなっていうふうなことを個人的には思うんですが。その辺の考え方をお聞かせていただければというふうに思います。

それともう一点、喫煙スペースですね。もう受動喫煙、かなり厳しくなっておりますので、庁舎内にはもちろん喫煙所はないっていうふうに思ってますが、外側にそういった、たばこを吸われる方のスペースの確保については、確保されるんだったら、あればどのあたりをお考えになられているのかっていうこと、以上、3点お願いします。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

まず、車両の通行の件なんですけれども、南側出入口については、進入していただくの

は1車線で、退出と言いますか、出る車線につきまして今と同じように2車線と、左右にと
いったところで計画をしております。ですから、中のほうの車寄せまで通っていただくのは
対面と言いますか、出入りが対面交通になるというようなことで、駐車場内も、一応対面交
通が取れるだけの幅は確保いたしております。

ただ、一方通行にするかどうかというのは、まだ決めてないと言いますか、対面通行し
ていただく幅だけは取れております。（「北側からは」と呼ぶ者あり）

それと、南側から入って北側には抜けられるようにはなっております。

それと、屋外のトイレなんですけれども、今、現庁舎でも一部トイレの利用というような
ことで、南別館の一部分を開放するとか休日とかもやっていますんで、確かに外にあつたら便
利かもしれませんが、運用的には同じような運用、本庁舎や南別館などは、これから
の運用次第ですけれども、そちらのほうを御利用いただくような形になるのかなというふう
に想定をしているところでございます。

それと、喫煙場につきましては、もう委員、御指摘のとおり敷地内、原則禁煙でございま
す。ただ、受動喫煙防止できるような仕組みがあれば敷地内でも設置はできますんで、そこ
の場所については、今JTさんのほうと、ちょっと協議をさせていただいてる途中でござい
まして、ここというようなことでまだ決まってはいない状況ではございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

車の侵入に関しては、例えば、今後バスを中に、ミニバスなり通常の公共バスなりを入れ
ていくものなのか、現況のように道沿い、現況の利用のやり方で考えられておられるのか、
その辺を教えていただければと思います。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

バスにつきましては、今のところ車寄せまで乗り入れるというふうな計画はございませ
んけれども、将来的には乗り入れていただけるような幅であつたりとか、高さであつたりとか
は確保しているところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

受動喫煙っていうか、たばこに関しては、極力、もう吸ってはだめよっていうふうになる
のが一番いいんでしょうけれども、やっぱりどうしてもたばこを、愛煙家もいらっしゃるの
で。

例えば、ソフトバンクの野球の試合を見に、昨年行かせてもらったときには、通路っていうか屋外にきちっとした、もう囲いついていうか、をつくった形で、煙が通行の方にかからないような形できちっと確保をされたりとか、やっぱりいろんな工夫はどこもされてるっていうふうにいるんですね。

ですのでそこは、もし仮に、屋外にそういったスペースを設置する場合であっても、例えば広場の近くであったりとかですよ、そういったことは極力ないような形で考慮していただきたいなというふうには思います。

以上です。

中村直人委員長

ほかにありませんか。

中川原豊志委員

工事の発注形態での確認なんですけれども、まず、発注方式を分離発注、建築、電気設備、機械設備、3つの工種に、やはり分けるべきなのかどうか。

分離発注になった経緯、例えば、もう建築工事の中に電気、機械も入れてしまえば、工程とかいろんなものが一括してできるのかなというふうには思うんですけれども、その辺のところと、それから施工業者の選定方法で、参加形態は、一定の参加資格条件を満たす業者っていうふうになってるんですけれども、この辺の一定の条件っていうのが、例えばその業者と地元業者っていうふうになると、地元業者ではその参加資格を持たない業者ばかりなのか。地元業者だけでできないものなのかっていう、その辺を教えてくださいなというふうに思います。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

まず、分離発注なんですけれども、これまでも大きな事業につきましては、本市といたしましては分離発注を行ってきているところでございます。

それで、建築とか電気設備、機械工事、各分野で豊富な経験、実績があります技術者が施工されますと工事の品質が確保できるだろうと。また、責任の所在も明確になりまして、そのあとのメンテナンスとか維持管理の面でも適切な対応が図られるというふうに考えているところでございます。

また、発注工事件数が増加すると、分離することによりまして、地元業者の受注機会の確保、こういったものにも、一定配慮をというようなことで分離発注というふうにしたところでございます。

それで、参加条件なんですけれども、参加条件につきましては、一応検討はこれからするところでございます。

ただ、建設工事が免震構造であること、それに大規模であるというようなことで、一定条件が必要だろうというふうに考えまして、条件付競争入札というふうにしたところでございまして、地元業者でも条件に合うところがあれば、一定条件を満たす業者というふうになるんじゃないだろうかというふうに考えているところでございます。

中村直人委員長

ほかには。

久保山博幸委員

大体外構の設計、予算が出てるってことは外構の設計というのは、もう終わってるんですか。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

取りまとめを終わっているところでございます。

久保山博幸委員

ちょっと私も、基本設計の段階から、途中経過がよくわからないんで、今さらの質問なんですが、駐車場の中に既存の、要は、趣旨は市役所、全体新しくなるけれども、やっぱり市役所の歴史っちゅうかな。そういう記念碑的な物とか、そういう残すべき物は残していただきたいと思うんですが、そのあたりが、頭に思い浮かぶのは市民憲章の石碑があるんですが、あれが駐車場の中に、今あるかと思うんですが。そのあたりの取り扱いは、どういうふうになってるんでしょうか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

確かに、記念碑、記念樹等々、今現在庁舎のほうにございまして、基本的には今つくります外構計画の中で支障になる物——駐車場にかかるとか。

そういった物については、基本的には移設の方向でというようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

中村直人委員長

いいですか。

ほかには。

久保山日出男委員

出入り口の関係でございます。

緊急出入り口、これにつきましては、通常はどんな状態にしておくつもりでしょうか。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

バリカー等で、車が進入できないような形を考えているところでございます。

久保山日出男委員

緊急ですので、そのときの連絡は、どういう状況で考えてありますか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今現在、グラウンドのほうにドクターヘリが降りてきたときにつきましてですけれども、そういったときには、消防署のほうから、降りますということで総務課のほうに連絡がございます。それで、総務課のほうで鍵開け等の対応をいたしまして対応しているところがございますので、同じような運用になるかというふうに思っております。

久保山日出男委員

ありがとうございました。

それから、会議室が、ちょっと少ないように感じましたんですけれども、まずもって特別と中会議室ですね。これの貸し出しやなんかの区分は、何か決めてあるのでしょうか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

一応、施設内の会議室等々につきましては、行政目的での利用というようなことで今のところ一般の貸し出し等は、ちょっと想定をしてないところがございます。

久保山日出男委員

それじゃあ、この特別会議室ですね、危機管理。当然、通常ここは使わないということですかね。

田中秀信庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長

通常につきましては、行政の内部の会議であったりで使わせていただき、緊急時だけそういった対応で、専用の部屋ということとさせていただきます。

以上でございます。

久保山日出男委員

じゃあちょっと、部屋の番号、私がいるころと変わりましたが、昔の2の5とか、ああいう広い、部課長会議とかしてましたね。そういう会議は、ここを使っていくわけですね、ここら辺を。（「はい」と呼ぶ者あり）

わかりました。

中村直人委員長

ほかに、ありますか。

尼寺省悟委員

もう一つだけ、新庁舎パースということで、3枚イメージ図があるけれども。これは何か、これ3枚載せたのは何か意味があるんですか。

古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

特に、これといったことは意図しておりませんが、イメージしていただけるようなパスかなというふうなことで掲載したところでございます。

尼寺省悟委員

3枚のほかにもあるんですか、こういったデータは。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

これ以外は、まだ作成をしておりません。

ただし、今、全体の動画を作成している途中でございまして、それをすれば全体が見えるような形になると思います。

尼寺省悟委員

そしたら先々においては、こういった動画、イメージ図が、全体の新しい市庁舎のイメージといったものがわかるようになります。それ、いつごろできるんですか。

萩原有高建設部次長兼建設課参事兼総務部次長兼庁舎建設課参事

成果品が、今、2月末までの工期となっております、それ以降ということになると思っております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

それは、ホームページか何かに載せて、一般の人がわかるような形にすると、どういうあれ。我々がイメージアップするときにさ、単なる図面を見るよりも、やっぱりこういった形で見たほうがね、わかりやすいと思うんで、そういった意味で聞いている。

野田寿総務部長

イメージが一番わかりやすい部分がございまして、我々も見えないんで、まずどういったものかっていうのはちょっと確認させていただこうかと思います。

そして、できれば委員会のほうで、3月中で見いただければなというようなことで、今ちょっと考えております。

それから先はちょっと考えてませんが、まずは、我々も見えておりませんので、そこからスタートしたいと思います。

中村直人委員長

ほかにありますか。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

それでは、以上で新庁舎について、終わりたいと思います。

あと、教育委員会から、前の委員会には言うとしたけど、この委員会に言っていないところ

があるので、そこら辺も含めて報告を受けたいと思いますので、暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 分休憩



午後 2 時 8 分開会

中村直人委員長

それでは再開をいたします。



勤労青少年ホームの廃止及び田代まちづくり推進センター分館の活用について

中村直人委員長

教育委員会のほうから、新しく総務文教常任委員会の構成がなったので、前委員さんにはお話をしておりましたけれども、勤労青少年ホームの廃止と田代まちづくり推進センター分館の活用ということで報告をしたいということがありましたので、きょう時間を取っていただきました。

白水教育次長のほうからお願いします。

白水隆弘教育次長

皆さん、こんにちは。

改めまして、お時間を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。

タイトルにありますように勤労青少年ホームの廃止及び田代まちづくり推進センター分館の活用につきまして、改選前の委員さんの方には一通りの御説明をさせていただいておりましたが、改めまして、再度になりますけれども説明をさせていただきたいと思ひましてこの場を拝借いたしております。

着座にて御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

今回、方針といたしまして勤労青少年ホームを令和 3 年度末をめどに廃止をするということで、今のところ予定で行動させていただいてるところでございます。

勤労青少年ホームの事業、それから西別館にごぞいます学校適応指導教室みらい、これを田代まちづくり推進センター分館に移転をさせていただくということで、今のところ事業を進めさせていただいているというところでごぞいます。

まず、青少年ホームの廃止ということの理由といたしまして、まず、ほぼほぼ勤労青少年ホームとしての機能としては目的を達成したのではないかとということで、廃止をするということにいたしております。

建設から約50年経過いたしまして、耐震診断の結果の耐震基準を満たさない可能性が極めて高いということ、それから種々の劣化等、またバリアフリーに適用していないなどその他のさまざまな障害等が今のところ出てきております。建築基準法12条の規定による定期報告でもさまざま指摘をいただいておりますので、今回田代まちづくり推進センターの増築、それから改修に伴います公共施設等適正管理推進事業の対象として、田代まちづくり推進センターの竣工後、5年以内に公共施設の廃止が必要であるということも含めまして、この勤労青少年ホームの廃止をさせていただきたいと考えております。

これまでの経過といたしましては、今申し上げましたように昭和45年に市内中小企業に働く青少年、30歳未満の健全育成と福祉の増進に寄与するために建設をされております。昭和61年に、当時商工課から教育委員会へ所管を移管されております。

そのほかでごぞいますけれども、平成2年でございますけれども、体育館の横に多目的ホールが建設をされております。これは、当時、勤労青少年ホーム多目的ホールという名称で建設をされておるところでごぞいます。

平成26年に条例改正をいたしまして、多目的ホールは体育施設に変更をされております。それで、現在スポーツ振興課が所管ということになっております。

今回の勤労青少年ホームでごぞいますけれども、使用者の適用範囲を30歳未満から35歳未満に現在拡大をいたしておりますが、対象となる方々の利用は、ほぼないというところでごぞいます。

当時の社会教育委員会の御意見といたしまして、役割を終えたとは言えないんじゃないかと。それからもう一つは、社会教育の施設としての存続は必要だという御意見等をいただいております関係で、建物といたしましては廃止をいたしますけれども、社会教育の場としてニーズは依然としてございますので、田代まちづくり推進センターの分館を生涯学習センター——仮称でごぞいますけれども、勝手に読んでおるんですが。生涯学習の拠点として、それからまたあわせて、学校適応支援教室みらいを併設するという目的で、教育委員会に移管をしていただくということで今のところを進めさせていただいております。

今後のスケジュール、もうこれ、あくまでも予定でごぞいますけれども、令和2年、来年

度でございますが、田代分館の改築、それから解体工事費の予算を計上させていただければ
など、今のところを考えております。

令和3年度以降、田代分館を改修工事して、田代分館の本館への統合とそれから市民協働
推進課からの移管ということで年度末を考えております。来年度いっぱいでの他の機能が
改善されますような改修等を行いまして、改修費を議会にお諮りするということでございま
す。

令和4年度に供用開始、令和5年度に現在の勤労青少年ホームを解体ということでござい
ます。

先ほど申しましたように、有利な起債をいただくために、田代のまちセンの改修工事の有
利な起債をいただくために勤労青少年ホームを解体する、現在の鳥栖市が所有しております
公共施設を1つ解体するという条件がございますので、それが新規竣工後5年まで、という
縛りがございますので、遅くとも令和7年度までには現在の勤労青少年ホームは解体をさせ
ていただきたいという段取りで進めさせていただいております。

跡地の利用案といたしましては、現在不足しております社会福祉会館とか元町グラウンド
の駐車場として、当面使わせていただきたいと考えておるところでございます。

別紙のA4の紙は、現在市主催事業で、教室等を行っておるところでございます、利用
者数が平成30年度で延べ1万人を超えておるところでございますので、この機能その
ものを現在の田代分館に移行していくということで考えおるところでございます。

以上、御報告でございます。

中村直人委員長

今、御報告がありましたけれども、何か聞きたいことがあったらお願いしたいと思います。

久保山日出男委員

勤労青少年ホームは、どんくらい面積はあるとやろうかね。

白水隆弘教育次長

すいません、手持ち資料ございません。

久保山日出男委員

というのがね、今度のところ、昔の旧老人センターたいね、田代の。あそこを使うわけ
でしょうが、改修して今度。置きかえてくるわけでしょうが。

その広さの対照ぐらいしとかんと、というのは、やめられる方をこっちに持っていく可能
性があるわけでしょう。こっちに改修して、この人たちも生涯学習センターとして置きかえ
るなら、面積ぐらいはやらんとね。

白水隆弘教育次長

ちょっと手持ちに、正確な数字は揃えてございませんけれども、現在の勤労青少年ホームの延べ床面積と、そう変わらない延べ床面積が今のところございます。それで、お風呂場の跡等もございますので、利用ができますのでそのあたりを含めまして遜色ない床面積といえますか、平米数は確保できているものと考えております。

正確には、また後日、皆様方にお知らせをさせていただきたいと思っております。

久保山日出男委員

広さは大体、私も携わってきよったけん、あの施設は、両方とも。

だけれども、どんくらいあるかって、果たして本当に、市民の方に迷惑がかからんごとやっっていけるのかなと思ったもんで。当然、青少年としての、青年団がなくなった御時世やから。それ以来、軽スポーツみたいな感じでの利用が多かったかなと思ってますけど。

ちょっと面積、気になったもんで、それだけです。

以上です、いいです。

尼寺省悟委員

田代分館の改修工事費っちゅうか、どんくらいぐらい考えておるわけ。どれぐらい見てるわけ、大体。

白水隆弘教育次長

改修につきましては、今、案を考えておるところでございまして、その案に沿っての積算になるかと考えておりますので、今全く金額等はつかめておらない状態でございます。

中村直人委員長

だから、まちづくり推進センター、田代の。これをA型にするということやろう、昔でいう、ね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

今は分かれてるから。だから、A型ということは、老人センターを兼ねてするということやから。そしたら、駐車場がやっぱ、上の段の駐車場、全部借りるわけ。全部、持ち物かな、もう。

白水隆弘教育次長

別の委員会になりますが、駐車場の案といたしましては、今ございます江見製袋のところの下段、東側ですね。あれを全面、駐車場として使えるような改修の方法を模索されておられるようでございます。それと含めまして、分館そのものにも10台程度の駐車場がございしますので、それも合わせて利用させていただきたいと考えております。

それと、みらいをそこに持ってくる大きな理由といたしましては、一つは、実は静かであるということが一つです。それからもう一つは、ちょっとした中庭と申しますか、ゲートボールができる程度のグラウンドが併設されてございますので、そちらで軽スポーツ等が可

各常任委員会で所管事務調査権っていうのがございまして、それをもっと充実させていったらどうかということで、新風のほうでまとめさせていただいております。私が、総務文教の前に建設経済、久保山博幸副委員長も、久保山日出男委員もそうだったんですけれども、公共交通に関してテーマをつくらせていただいて、それで2年間調査・研究、もちろん視察等も含めてそういったことで、委員会として一つの方向性、テーマを持って活動をさせていただいております。

そういったところを、ぜひ各常任委員会にも広げていっていただいて、より充実した委員会として機能をさせていくのがいいのではないかとということで御提案をさせていただければなというふうに思っておりますので、ぜひ皆様に前向きな御協議をいただければというふうに思っております。

委員長、以上でございます。

中村直人委員長

今、意見がありましたけれども、ほかの委員さん、何かありましたらお願いしたいんですが。総務は所管が広いので、人事権から財政からで全般的にわたってできるわけです。ですから、そういった面ですると、やはり今日的には財政的な問題をきちんとしたらどうだろうかというのが一つあると思いますけれども。

そこら辺は、ちょっと皆さんに意見を聞きながら、正副委員長に一任をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか、調査の内容については。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それじゃあ、今後、正副委員長でそこら辺の、何を調査したが一番いいのか、ベターなのかを相談をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

久保山日出男委員

一任は当然致しますけれども、大体こういったものしょうっていうぐらい、ちょっと言っただけならばなというのは思ひます。ある程度決めてもらうんじゃなくて、よろしければちょっと。

口頭でも構いませんから。

中村直人委員長

だから、皆さんのほうからも意見を出していただいて、こういうことがどうだろうかという素案があれば出していただいて、それをもとにまた相談をします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕



中村直人委員長

それじゃあ、以上で、本日の総務文教常任委員会、全て日程を終了しましたので、以上で閉会いたします。

午後 2 時 24 分散会

鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 中 村 直 人 印

